

洗濯施設を有する
事業所は、
環境課へ届出が
必要です。

指定作業場 の手引き

コインランドリー編

※この手引きは、北区内にコインランドリー
を設置される方を対象に作成しています。

東京都北区生活環境部環境課環境規制調査係

■ 環境確保条例に基づくコインランドリーの取扱い

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「条例」という）において、洗濯施設を有する事業場（※コインランドリーを含む）は「指定作業場」と定められています。
(条例第2条別表第2)

■ 設置(変更)届出の手続きについて

指定作業場（コインランドリー）を設置または変更しようとするときは、事前に指定作業場設置（変更）届出書を提出して下さい。（条例第89条、第90条）

（1）手続きの流れ



（2）届出の期限（条例第92条）

工事着工日の30日前までに提出して下さい。

（3）設置（変更）届出に必要な書類

- ① 設置（変更）届出書 その1・その2・別紙7（規則第41条 第16号様式）
→手引きP3～P5の記入例を参考に作成して下さい。
- ② 案内図
→コインランドリーの位置及びコインランドリーの敷地境界から周囲50mの位置にラインを引いて下さい。
→敷地境界から周囲50mの区域内にある学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園には色をつけて下さい。
- ③ 求積図
→ない場合は、敷地面積がわかる図面を添付して下さい。
- ④ 配置図・平面図
→隣接道路の状況・幅員、隣地との境界や敷地内での以下の配置がわかるものを添付して下さい。
 - ・排気及び排水経路
 - ・主な施設の設置位置
- ⑤ 立面図・矩計（かなばかり）図
→窓やダクト・排気口、壁の構造がわかるものを添付して下さい。
- ⑥ 主要な設置機器のカタログ
- ⑦ その他
→使用薬剤一覧表や安全データシート（SDS）の添付をお願いすることがあります。

(4) 届出の注意点

届出は原則電子申請をご利用ください。

窓口で提出する場合は、正副2部作成して下さい。

■ その他の必要な届出について

種類	内容	様式	届出期限
指定作業場 変更届出 (規則第41条)	<ul style="list-style-type: none">既に設置されている施設の構造や配置等を変更したとき (例)・コインランドリーの配置・設備等を変更したとき（洗濯機の台数追加等）	第16号 様式	工事着工日の 30日前まで
氏名等 変更届出 (規則第38条)	<ul style="list-style-type: none">法人名、代表者、主たる事務所の所在地を変更したとき（法人）設置者の氏名、住所を変更したとき（個人）所在地の住居表示が変更されたとき	第13号 様式	変更した日から 30日以内
廃止届出 (規則第39条)	<ul style="list-style-type: none">コインランドリーを廃止したとき <small>※土壤汚染調査が必要な場合があります。</small> <small>廃止の際は、あらかじめ環境課へご連絡下さい。</small>	第14号 様式	廃止した日から 30日以内
承継届 (規則第40条)	<ul style="list-style-type: none">コインランドリーを譲り受け、借り受け、相続、合併等により設置する者の地位を継承したとき <small>※承継届には、承継の事実を証明する書類を添付して下さい。（規則第40条）</small>	第15号 様式	承継した日から 30日以内

■ 指定作業場（コインランドリー）にかかる規制

規制基準の遵守等（条例第68条）

指定作業場の設置者は、作業場から発生する騒音、振動、悪臭等について規制基準を遵守する必要があります。

■記入例①

第16号様式（第41条関係）

		① 指定作業場		設置届出書 変更				
② 令和7年 4月 1日								
③ 東京都北区長殿								
				④ 住所 東京都北区王子本町1-15-22 株式会社 北区役所 氏名 代表取締役 環境 太郎 (法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)				
				⑤ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第89条の規定により、関係書類を添えて、 第90条				
次のとおり届け出ます。								
⑥ 既設置番号等	設置番号・年月日		第 号 年 月 日					
	変更事由		1 指定作業場 の種類	2 作業の 方法	3 建物・施設の 構造又は配置	4 ばい煙等の 防止の方法		
⑦ 指定作業場の名称	北コインランドリー							
⑧ 指定作業場の所在地	東京都北区王子本町1-15-22							
⑨ 指定作業場の種類	洗濯施設を有する事業場				病院に あつては 病床数			
⑩ 地域等	用途地域			⑪ 水域				
	近隣商業地域			荒川水域				
⑫ 自動車の出入口が接する道路の幅員	⑬ m	50メートル以内の学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の所在位置			△別紙(●●)のとおり			
⑭ 作業時間	0 時から		24 時まで (24 時間)					
⑮ 工事着工予定	令和7年 6月 1日		工事完成予定		令和7年 12月 1日			
⑯ 従業員数 (常用雇用者数)	● 人 (● 人)		廃止予定		年 月 日			
⑰ 連絡先	所属 総務部環境向上課 庶務係 氏名 環境 花子 電話番号 ●●●●-●●●● ファクシミリ番号 ●●●●-●●●● 電子メールアドレス ●●●●@●●●●							
※受付欄								
<p>備考 1 ※の欄には、記入しないこと。</p> <p>2 △印の欄には、届出書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。</p> <p>3 変更届として使用するときは、「指定作業場の名称」及び「指定作業場の所在地」以外の欄には、変更のある欄のみ記入すること（添付する別紙についても同じ。）。</p> <p>4 「指定作業場の種類」の欄には、条例別表第2に掲げる指定作業場のうち該当するものを記入すること。</p> <p>5 「用途地域」の欄には都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域を、「水域」の欄には条例別表第7-4の部の付表の水域細区分の欄に掲げる水域を記入すること。</p> <p>6 「診療所」は、患者の収容施設を有するものに限る。</p>								

■ 記入要領①

- ① 設置・変更 該当しないものに二重線を引く。
- ② 届出年月日 提出日を記入する。
- ③ 届出先 「東京都北区長」と記入する。
- ④ 届出者の住所・氏名
(法人の場合) 本社所在地、法人名、代表者の役職名、代表者氏名
(個人の場合) 届出者の住所、氏名
- ⑤ 条例第89条・第90条 該当しないものに二重線を引く。(89条→設置、90条→変更)
- ⑥ 既設置番号等 変更届の際に記入する。
設置番号・年月日 設置届の際の設置番号、届出年月日を記入する。
※不明な場合は環境課までお問い合わせ下さい。
- 変更事由 該当するものを○で囲む。
- ⑦ 指定作業場の名称 コインランドリーの名称を記入する。
- ⑧ 指定作業場の所在地 住居表示で記入する。
※新築等で住居表示が定まっていない場合は、地番で申請し、
住居表示を取得後に環境課へ氏名等変更届出書を提出して下さい。
- ⑨ 指定作業場の種類 「洗濯施設を有する事業場」と記入する。
- ⑩ 地域等 用途地域を記入する。
- ⑪ 水域 「荒川水域」と記入する。
- ⑫ 自動車の出入口が接する道路の幅員 自動車の出入口と接している道路の幅員を記入する。
- ⑬ 50メートル以内の学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の所在位置
案内図を添付する。
→コインランドリーの位置及びコインランドリーの敷地境界から周囲 50mの位置にラインを引いて下さい。
→敷地境界から周囲 50mの区域内にある学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園には色をつけて下さい。
- ⑭ 作業時間 作業時間を記入する。
- ⑮ 工事着工予定・工事完成予定 それぞれの予定年月日を記入する。
- ⑯ 従業員数(常用雇用者数) コインランドリーで働く従業員がいる場合に記入する。
- ⑰ 連絡先 北区と届出についての連絡窓口となる部署、担当者の連絡先を記入する。

■ 記入例②

その2

① 敷地・建物の状況	建物・施設の配置	△別紙 (●●) のとおり				
	敷地面積 (m ²)	●● m ²	△別紙 (●●) のとおり			
	棟の名称	エスポワール飛鳥山				
	用途	コインランドリー				
	階数	1階				
	構造	S造				
	建築面積 (m ²)	●● m ²				
作業場面積 (m ²)	●● m ²					
② 主たる施設の能力等	種類	ドラム式洗濯機	乾燥機	シューズランドリー	シューズ乾燥機	
	公称能力	●kg	●kg	●足	●足	
	動力 (kW)	●kW	●kW	●kW	●kW	
	台数	●台	●台	●台	●台	
	別紙番号	①	②	③	④	
	構造・使用の方法	△別紙 (7) のとおり				
③ 事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質	なし					
④ 作業の方法	・コインランドリー(投入→洗濯→乾燥→取り出し)利用者が機器に料金を投入し、衣類等を洗濯・乾燥する。					
⑤ 公害防止の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・粉じん:乾燥機フィルターを適宜清掃する。 ・悪臭:微香性の洗濯洗剤(中性)、柔軟剤を使用する。廃棄物はバックヤードに保管し、収集日に適宜処理する。 ・騒音・振動:架台を設け、建物と接触させないようにする。制振ダンパー装備の洗濯乾燥機を使用する。排気ダクトに消音ダクトを採用する。 ・管理者名および連絡先を掲示し、公害苦情に対し速やかに対策を図る。 					

備考 1 「建物・施設の配置」の欄及び「構造・使用の方法」の欄の別紙は、施行規則別記第16号様式の別紙のうち、該当する様式を使用すること。
 2 「事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質」の欄には、条例別表第3の各号に掲げる物質又は別表第4の各号に掲げる物質のうち事業場で取り扱っているものを記入すること。

(日本産業規格A列4番)

■ 記入要領②

① 敷地・建物の状況

建物・施設の配置 本手引き P.1 の「(3)設置(変更)届出に必要な書類 ④配置図・平面図」を参照。図面を添付し、別紙番号を記入する。

敷地面積 敷地面積を記入する。求積図を添付し、別紙番号を記入する。

作業場の棟別構造・面積 建築面積及び作業場面積は求積図および平面図より、根拠となる値を算出し、記入する。

② 主たる施設の能力等

種類 洗濯機や乾燥機の機種ごとに記入する。

別紙番号 種類にそれぞれ番号を記入し、配置図に反映させる。

③ 事業場で取り扱う有害ガス又は有害物質

コインランドリーで取り扱う物質がある場合には記入する。

④ 作業の方法

コインランドリーでの一連の流れを記入する。

⑤ 公害防止の方法

粉じん・悪臭・騒音・振動の対策方法及びその対応について記入する。

■ 記入例③

別紙7

① めん類製造場、豆腐又は煮豆製造場、砂利採取場及び洗濯施設を有する事業場		
② 施設の種類・名称・型式・構造・主要寸法(m)	ドラム式洗濯機 ●●製 ▲▲—■■	乾燥機 ●●製 ▲▲—■■
③ 1日の使用時間・1月の使用日数	0時～24時 31日/月	0時～24時 31日/月
季節変動	無し	無し
④ 原材料の種類・1日の使用量・使用方法	洗濯洗剤 ●kg/日 柔軟剤 ●kg/日 集中型洗剤自動投入式	衣類乾燥の為の熱源として使用
⑤ 排水量(m ³ /日)	●m ³ /日	
汚水の水質	水素イオン濃度(pH)	処理前
		処理後
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	処理前
		処理後
浮遊物質量(mg/l)	処理前	
	処理後	
その他の項目()	処理前	
	処理後	
汚水処理施設	種類	
	能力	m ³ /日
	処理方法	△別紙()のとおり
発生量		
処分方法		
参考		

備考 「汚水の水質」欄のうちの「その他の項目」の欄には、条例別表第7-4の部(1)の表(1)から(26)までに掲げる各項目、同別表第4の部(2)イ(ニ)の表(8)から(15)まで及び(17)の項目並びに窒素含有量及び総合有量のうち、当該指定作業場から排出されるもの全てを記入すること。また、()には、単位を記入すること。

■ 記入要領③

① 事業場種別

洗濯施設を有する事業場以外に二重線を引く。

② 施設の種類・名称・型式

設置する機械を記入する。

③ 1日の使用時間・日数

24時間営業の場合は、記入例③を参考に記入する。

④ 原材料の種類・1日の使用量・使用方法

使用する洗剤の量を記入する。乾燥機の場合、使用方法を記入する。

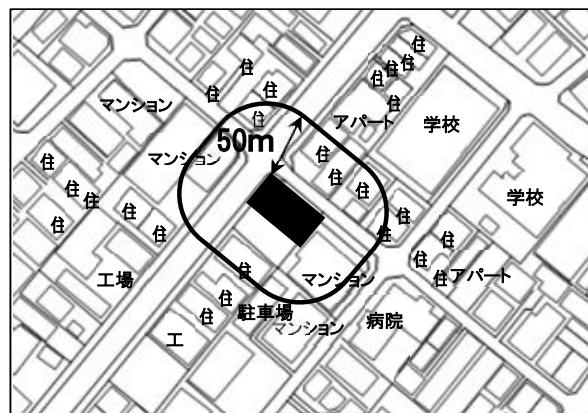
⑤ 排水量

1日の排水量を記入する。

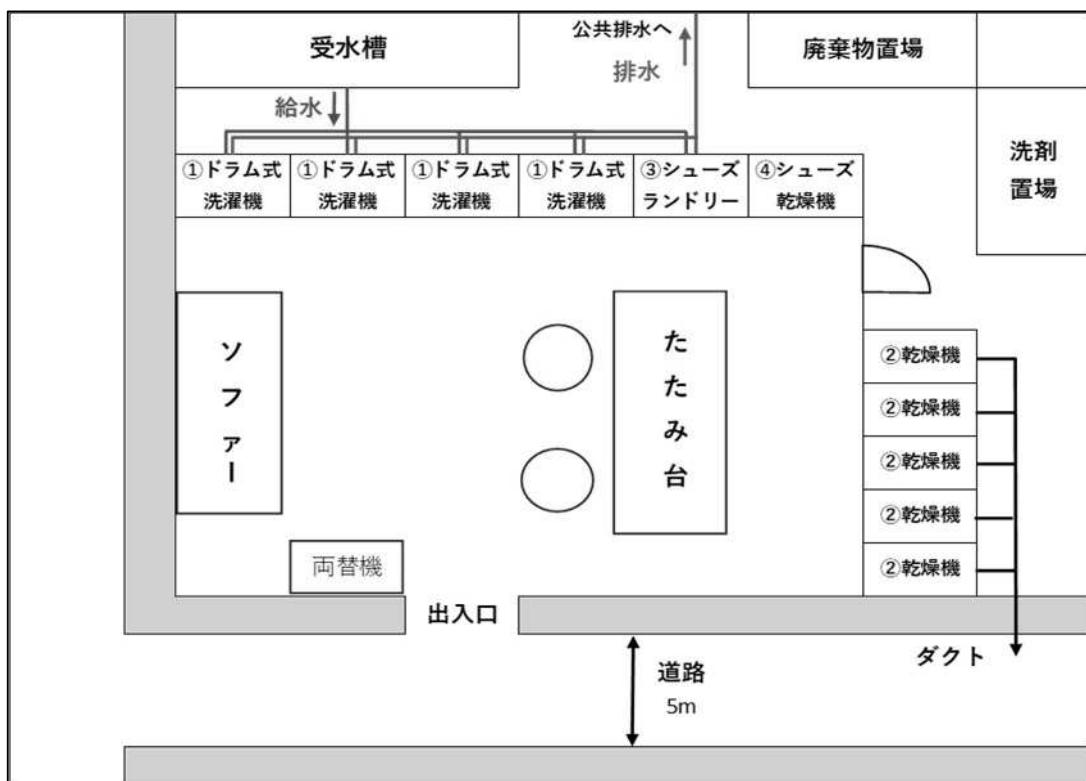
■ 図面例

案内図

- 敷地境界から周囲 50m の位置にラインを引いて下さい。
- 敷地境界から周囲 50m の区域内にある学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム
- ・幼保連携型認定こども園には色をつけて下さい。



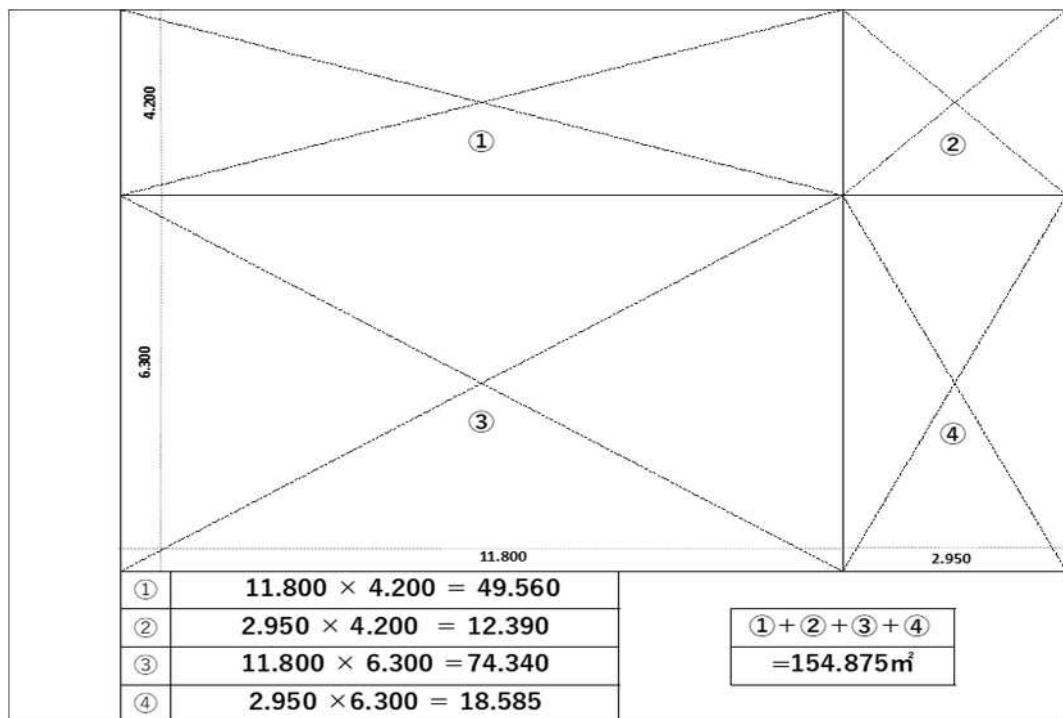
配置図・平面図



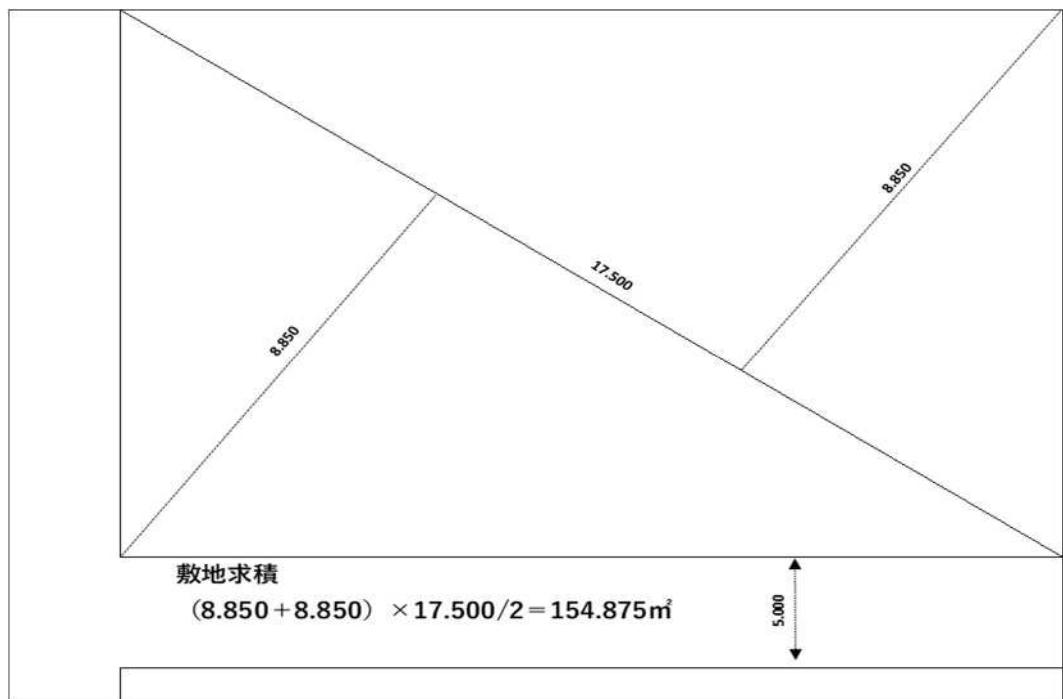
- 給水と排水経路は色分け等でわかるようにして下さい。
- 主な施設の設置位置を図面に記入して下さい。

求積図

「建築面積求積図」



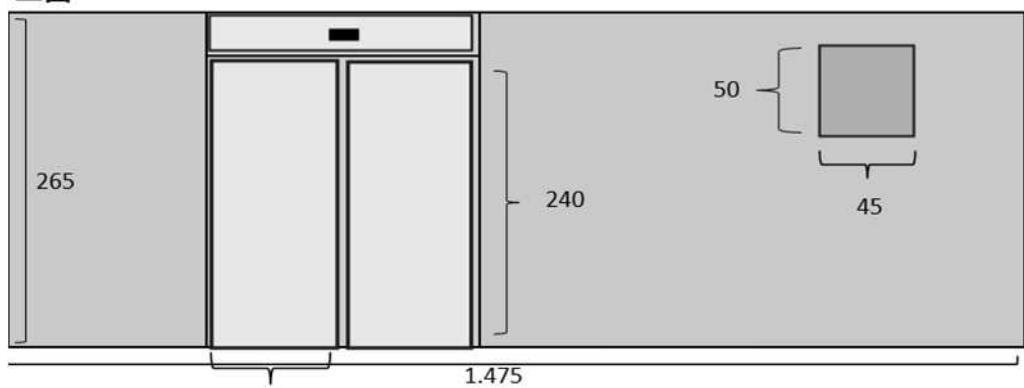
「敷地面積求積図」



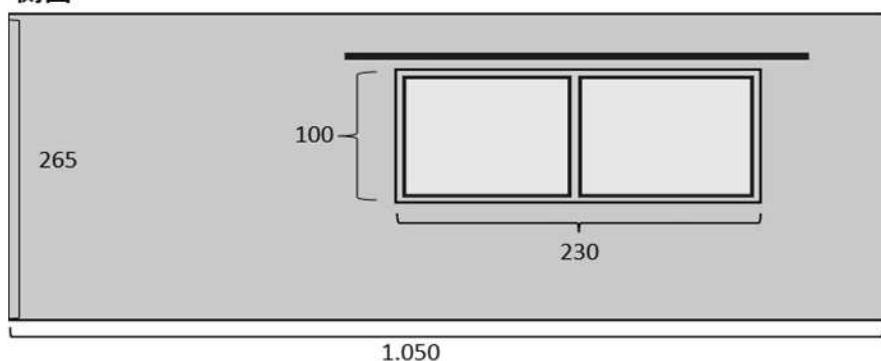
- 算出した敷地面積及び建築面積は、設置（変更）届出書その2に反映させて下さい。

立面図

正面

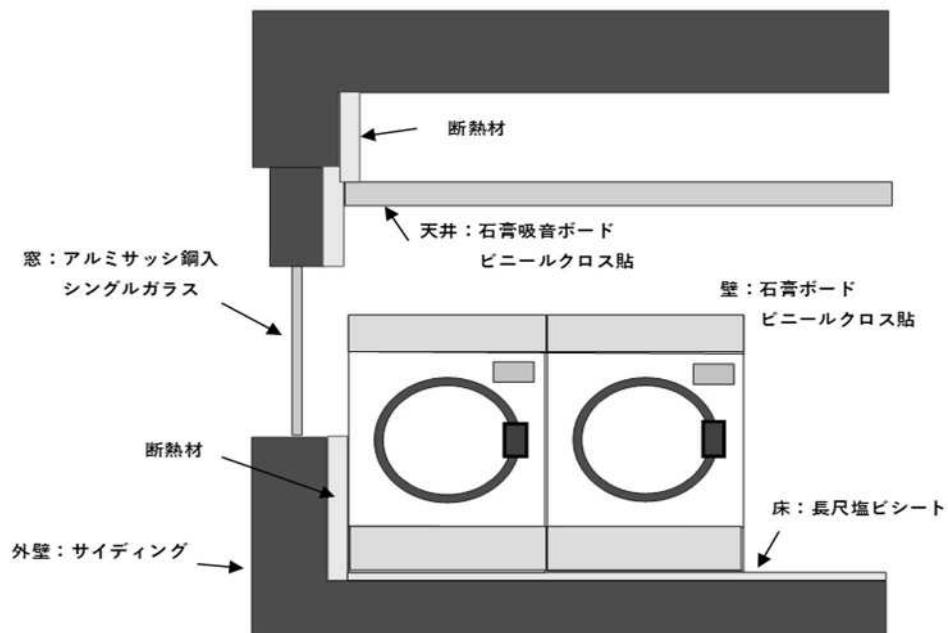


側面



- 窓やダクト・排気口がわかる図面を添付して下さい。

矩計図



- 壁の構造がわかるものを添付して下さい。断面は写真で代用することも可能です。